

鳥取市選挙啓発団体育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市選挙啓発団体育成事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第6条による選挙啓発を強化するため、鳥取市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）に対し育成補助を行うことにより、行政及び民間が一体となった選挙啓発運動を展開し、もって鳥取市における明るい選挙が推進されることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、協議会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協議会の活動及び運営に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 総会、幹事会その他の協議会の会議に係る協議会の委員の出席に対する報償費（1日につき2,000円を限度とする。）並びに会場及び機器機材の借上げ料
- (2) 総会、幹事会その他の協議会の会議と同時に実施される講演会等に係る講師に対する謝金、旅費その他の必要な経費
- (3) 鳥取県明るい選挙推進協議会連合会への負担金
- (4) 協議会の運営に必要な消耗品費、通信運搬費その他の事務費

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、事業計画（報告）書（様式第1号）及び収支予算（決算）書（様式第2号）によるものとする。

(概算払い)

第7条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払いにより交付できるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1)本補助金の増額

(2)本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、事業計画(報告)書(様式第1号)及び収支予算(決算)書(様式第2号)によるものとする。

2 協議会は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定仕入控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 協議会は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額)を超える場合は、速やかに市長に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(選挙啓発団体助成事業補助金交付要綱の廃止)

2 選挙啓発団体助成事業補助金交付要綱(平成12年5月16日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月26日から施行し、令和8年度事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市選挙啓発団体育成事業補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 6 条、第 1 0 条関係）

事業計画（報告）書

事業計画（実績）

事 業 名	計画（実績）内容

※ 事業計画（実績）のわかる資料があれば添付してください。

様式第2号（第6条、第10条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

費 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

費 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		